原判決を破棄する。 被告人を懲役二年六月及び拘留二九日に処する。 原審における未決勾留日数中一三〇日を右懲役刑に算入する。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官玉井直仁作成名義の控訴趣意書に、これに対する答弁は、弁護人中野林之助作成名義の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

〈要旨〉ところで、裁判所が同一被告人に対する勾留状の発せられている公訴事実と、これと併合罪関係にあり勾留〈/要旨〉状の発せられていない別個の公訴事実とを併合して審理し、被告人に対し二個の刑を言い渡す場合の未決勾留日数の裁定通算は、まず、勾留状が発せられた罪に対する刑を本刑として、これに算入すべきであり、その刑の刑期を未決勾留日数が超過する場合など特段の事情がない限り、他の勾留状が発せられていない罪に対する刑に算入することは許されないものと解すべきである(大審院大正九年三月一八日判決・刑録二六輯一九五頁、最高裁判所昭和三〇年一二月二六日第三小法廷判決・刑集九巻一四号二九九六頁、同裁判所昭和三

九年一月二三日第一小法廷判決・刑集一八巻一号一五頁参照)。そうすると、前記のとおり、原判決が右のような事情もないのに、勾留状の発せられた罪に対する刑に算入するのに先立って、勾留状の発せられていない軽犯罪法違反の罪に対する拘留の刑に、原審における未決勾留日数をその刑期に満つるまで算入したのは、未決勾留日数の算入順序について刑法二一条の解釈、適用を誤ったものであり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかである。したがって、この点の違法をいう(2)の論旨は理由があり、原判決は、(1)の論旨について判断するまでもなく、破棄を免れない。

そこで、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄した上、同法四〇〇条ただし書により被告事件について更に判決する。 原判決挙示の各証拠により、原判示第一ないし第五のとおりの各事実を認定し、

原判決挙示の各証拠により、原判示第一ないし第五のとおりの各事実を認定し、これらの事実に原判決挙示の各法条を適用し(科刑上の一罪の処理、刑種の選択、累犯加重、併合罪の加重を含む。)、その各刑期の範囲内で処断すべきところ、本件各犯行の態様、結果、被告人の前科等の諸事情を考慮して、被告人を懲役二年六月及び拘留二九日に処し、前記改正前の刑法二一条を適用して、原審における未決勾留日数中一三〇日を右懲役刑に算入し、原審及び当審における訴訟費用については、刑訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小泉祐康 裁判官 松尾昭一 裁判官 西田眞基)